

## 第6章 誘導施策

### 6-1 都市機能誘導区域に関する施策

都市機能誘導区域内において、以下のような施策により誘導施設の維持・誘導を図るとともに、都市機能の誘導ポテンシャルの向上を図ります。

#### ■公共施設の維持・充実

緒川駅  
周辺

- ・緒川駅周辺の都市機能誘導区域では、町役場をはじめとする公共施設が集積しており、今後も区域内での維持・充実を図ります。
- ・民間の資金やノウハウを活用した公民連携による公共施設の充実について検討します。
- ・本町を含む衣浦定住自立圏を形成する刈谷市、知立市、高浜市をはじめ広域的な連携により公共施設のサービスを充実することで利用促進を図ります。

#### ■空き家の利活用による飲食店等の誘導

緒川駅  
周辺

東浦駅  
周辺

- ・緒川駅周辺及び東浦駅周辺においては、にぎわい、地域コミュニティの創出に向けて、空き家の利活用による飲食店、コワーキングスペースやシェアオフィス等を完備した業務施設等の立地誘導を図るため、改修費や家賃補助等を検討します。

#### ■誘導施設整備への支援施策

緒川駅  
周辺

東浦駅  
周辺

- ・誘導施設に対する税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融上の支援措置といった国等が直接行う施策を活用します。

#### ■駅周辺のにぎわい創出

緒川駅  
周辺

東浦駅  
周辺

- ・緒川駅周辺において、イベントの開催やオープンスペースの設置等、高架下の空きスペースの活用を図ります。
- ・東浦駅周辺において、駅前広場、ロータリー等の駅関連施設の整備や、にぎわいと地域活力の向上に向けた主要な幹線道路利用者の休憩施設を兼ね備えた観光交流施設や飲食店等の立地に向けた検討を行います。
- ・緒川駅周辺及び東浦駅周辺においては、にぎわい創出に資する昼間人口の増加に向けて、コワーキングスペースやシェアオフィス等を完備した業務施設等の立地誘導を検討します。
- ・鉄道駅周辺における誘導施設等の立地誘導や都市基盤施設の整備に当たっては、都市再生整備計画事業等の活用を検討します。

### 6-2 居住誘導区域に関する施策

居住誘導区域をはじめとする地域において、以下のような施策により良好な居住環境を確保することで、町内での居住継続や新たな居住者の誘導を図ります。

#### ■生活利便施設の適正配置

- ・医療施設（内科・外科）、福祉施設（介護施設）の徒歩圏人口カバー率は9割を超えており、現在の施設分布の維持・充実を促進します。
- ・商業施設の徒歩圏カバー率は約5割にとどまっており、徒歩圏外の居住者の利便性を確保するため、公共交通等による商業施設へのアクセス性向上を図ります。
- ・また、商業施設の現在の施設分布の維持を図るとともに、石浜駅周辺では幹線道路沿道における商業系用途地域への商業施設の立地誘導を図ります。
- ・さらに、翼ヶ丘駅周辺では(都)知多刈谷線、(都)名古屋半田線の整備と併せた沿道整備による商業施設の立地誘導を検討します。

#### ■空き家の利活用

- ・既成市街地において増加傾向にある空き家の利活用を検討します。また、特に、空き家となっている景観的に優れた建物の効果的な利活用を検討します。

#### ■住工混在の解消に向けた用途地域の見直し

- ・石浜地区の「片山・川尻地区」および生路地区の「線路東地区」では、紡績工場などが立地していた工業地域で、工場の廃業、移転などにより、住宅地への転換が進む地区であるため、住居系の用途地域への見直し、または、より詳細な土地利用の規制誘導を図るために特別用途地区などの指定の検討を行います。

#### ■都市計画道路の整備

- ・土地区画整理事業等と一体的に都市計画道路を整備（(都)養父森岡線、(都)名古屋半田線）を促進します。
- ・緒川駅周辺の歩行者環境改善に向けて(都)緒川南北線の整備を図ります。
- ・東浦駅の利便性向上に向けて(都)藤江線の整備を図ります。

#### ■地区の重要な道路の整備

- ・整備による効果が大きい路線から順次、地区の道路の拡幅整備（早期整備を図る対象路線8路線）を図ります。

#### ■防災エリアにおける防災対策の推進

- ・居住誘導区域の内、防災エリアに設定した地域については、防災指針に定める取組を推進することで、安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

### 6-3 公共交通ネットワークに関する施策

以下のような公共交通ネットワークに係る施策により、東浦町地域公共交通計画に掲げる『移動しやすく交流を生む「おでかけ」環境の実現』を図ります。

#### ■鉄道駅の利便性向上の促進

- ・尾張森岡駅は、駅前広場がないため、西口の公園用地を活用するなど、駅前広場の整備を検討します。
- ・緒川駅は、高架下の空きスペースを活用し、賑わい創出を図ります。イベントやオープンスペースの設置等を行い、緒川駅周辺での待ち時間が苦にならない環境整備を検討します。
- ・石浜駅は、現在バリアフリー化が進んでいないことから、スロープの設置などを検討します。
- ・東浦駅は、現在西側には駅前広場はあるものの東側にはなく、駅東側に住宅が増加し、駅へのアクセスが不便であるため、東側に駅前広場の整備を検討します。
- ・町外の巽ヶ丘駅は、知多市、阿久比町と連携して、駅前空間の整備や利便性の向上の検討、協議を行います。
- ・鉄道利用の促進を図るため、各駅周辺の適地において、パークアンドライド用の駐車場の確保を図ります。駐車場の確保を図るため、民間駐車場や大規模店舗等の駐車場を、所有者と条件等の調整を図りながらパークアンドライド駐車場として確保していきます。

#### ■既存バス路線の利便性向上

- ・「う・ら・ら」、路線バスの経路及びダイヤの見直しを随時実施します。

#### ■新たな公共交通の導入検討

- ・現在、運行されているバス路線では 現在、運行されているバス路線では満たせない 19 時～21 時の移動需要を補うとともに、タクシー需要を創出するための対策を実施します。
- ・「う・ら・ら」では入れない丘陵地等の住宅街から、JR 武豊線駅等までの移動手段を確保するグリーンスローモビリティ等の導入を検討します。
- ・住民も利用できる公共交通となるよう、企業送迎バス等の公共交通課・共同運行化の働きかけを行います。

#### ■公共交通の利用促進

- ・路線バス、タクシー等を含む町内公共交通を網羅的に案内するパンフレットの作成を行います。
- ・「う・ら・ら」のダイヤ改正を行う際には、路線図、時刻表の全戸配布、町内施設への配架を実施します。
- ・地域に出向いた乗り方勉強、公共交通に関するワークショップ等の開催を行います。

### 6-4 届出制度の運用

都市機能誘導区域及び居住誘導区域に係る届出制度を以下のように運用します。

#### ■都市機能誘導区域に係る届出

- ・都市再生特別措置法に基づく届出制度を運用することにより、誘導施設の立地動向を把握し、今後の施策検討や事業者への情報提供を図ります。
- ・都市機能誘導区域外において誘導施設の整備を行う場合、または都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合は、その行為に着手する 30 日前までに町長への届出が必要です。

#### 【都市機能誘導区域外における行為】

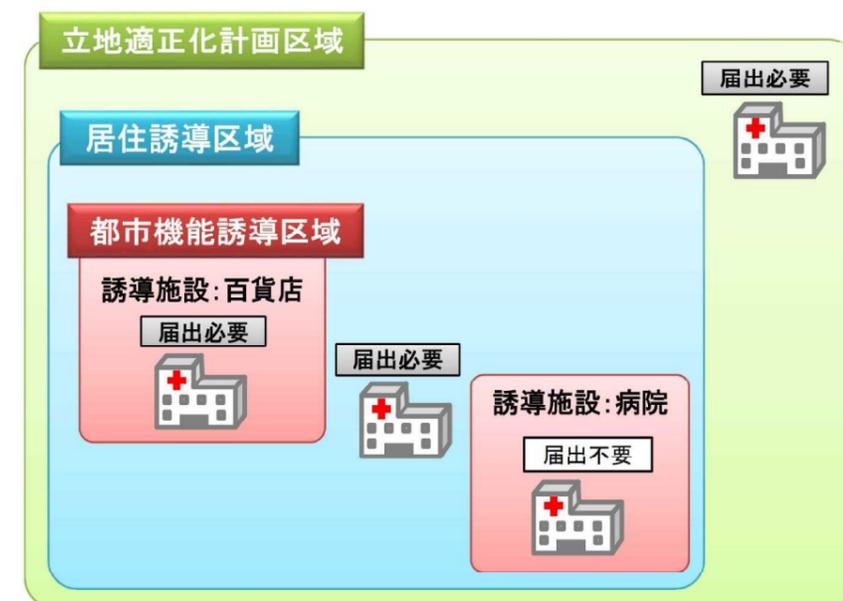
- ・都市機能誘導区域外では、法第 108 条第 1 項の規定により、誘導施設の開発行為及び建築行為を行おうとする場合には町長への届出が必要です。

開発行為	建築行為
誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	誘導施設を有する建築物の新築、改築もしくは用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

#### 【都市機能誘導区域内における行為】

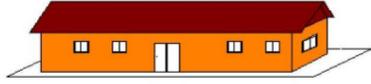
- ・都市機能誘導区域内では、法第 108 条の 2 第 1 項の規定により、誘導施設を休止又は廃止をしようとする場合には町長への届出が必要です。

図表 届出対象のイメージ (資料：国土交通省)



■居住誘導区域に係る届出

- ・都市再生特別措置法に基づく届出制度を運用することにより、一定規模以上の住宅の立地動向を把握し、今後の施策検討や事業者への情報提供を図ります。
- ・居住誘導区域外では、法第 88 条第 1 項の規定により、以下のような開発行為または建築行為を行おうとする場合には、その行為に着手する 30 日前までに町長への届出が必要です。

開発行為	建築行為
<p>① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 【例示（3 戸の開発行為）】</p> <p> </p>	<p>① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 【例示（3 戸の建築行為）】</p> <p> </p>
<p>② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で 1,000㎡以上の規模のもの 【例示（1,300㎡、1 戸の開発行為）】</p> <p> </p>	<p>【例示（1 戸の建築行為）】</p> <p> </p>
<p>【例示（800㎡、2 戸の開発行為）】</p> <p> </p>	<p>② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合</p>